

誓 約 書

私は、岐阜県使用済金属類営業に関する条例第4条第1号から第8号及び第10号に掲げる

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (3) 岐阜県使用済金属類営業に関する条例、古物営業法、質屋営業法、犯罪による収益の移転防止に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条、第235条、第247条、第254条若しくは第256条第2項の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 岐阜県使用済金属類営業に関する条例第24条第1項、古物営業法第24条又は質屋営業法第25条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しの処分に係る岐阜県行政手続条例第15条又は行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (6) 岐阜県使用済金属類営業に関する条例第24条第1項、古物営業法第24条又は質屋営業法第25条第1項の規定による許可の取消しの処分に係る岐阜県行政手続条例第15条又は行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に使用済金属類営業に関する条例第10条第1項第1号、古物営業法第8条第1項第1号又は質屋営業法第9条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者で、当該返納の日から起算して5年を経過しない者（当該返納をした者が法人であるときは、当該通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該返納の日から起算して5年を経過しない者を含む。）
- (7) 心身の故障により使用済金属類取引業者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会規則で定めるもの。
- (8) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が使用済金属類取引業者の相続人であって、その法定代理人が岐阜県使用済金属類営業に関する条例第3条第1号から第6号、第8号及び第9号のいずれにも該当しない場合を除く。
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

の、いずれにも該当しないことを誓約します。

岐阜県公安委員会 殿

年 月 日

氏名